

- ① 本件教員らの●●講座●●研究室への移籍期間を2025年3月31日までとし、2025年4月1日から現在の教育研究体制を維持した環境で就労できるよう、2025年4月1日に●●専攻●●講座内に新研究室を設置することを明示すること。

12月16日(月)の事前折衝において、文学研究院長より、2月の新2年生対象の履修コース説明会は新研究室と現●●研究室の2グループに分かれて実施してよいとの発言があった。新2年生は履修コース説明会後の2月上旬に配属先研究室の申請をするというスケジュールも示された(ただし文学部所属の新2年生。総合文系の新2年生は3月になってから申請。)。また同席上で本件教員らから、現在●●研究室に所属する学生が早期の説明を強く要望していることの説明があった。

これらの事情を踏まえると、1月24日開催予定の教授会において新研究室を設置するための審議が必要と考えられるため、かかるスケジュールで今後手続きを進めることを求める。

- ②本件教員らの来年度の授業科目について、両名の申請に沿って●●講座内での開講登録をすること。

12月16日(月)の事前折衝において、文学研究院長より、現●●研究室が提出した開講科目の題目と、本件教員らの開講科目の題目に重なりがあること、また新研究室の設置理念に照らし合わせた科目の提出が必要という理由から、本件教員らの科目のみ調整が必要という回答であった。

また、文学事務長から10月25日の文学院教授会で、文学院院长(=文学研究院長)から「9月27日の教授会懇談会資料として提出された新研究室カリキュラム案について、現●●研究室で隔年開講」と記載されている科目があり、現●●研究室と調整が必要である旨言及があったこと、その後12月6日開催の教務委員会までに本件教員側から回答がなかったという経緯の説明があった。

それに対して、組合側からは開講科目の申請締切自体が、教授会で文学院院长が上記発言をした10月25日であったこと、現●●研究室と本件教員らでは総務委員会による仲介なしに調整できない状態であるが、そうした調整について12月6日までに総務委員会から本件教員らに対して働きかけがなかったこと、通常調整は双方間で行われるものであり、片方のみ調整を要求するのは恣意的であり、類似の条件で提出された開講科目の申請を平等に扱っていないこと、教員が異なれば例え同じ科目であっても授業内容は異なるため、科目の重複は申請を取り下げる理由には該当しないのではないかと返答がされた。

また、調整の具体的な内容については12月13日に教務係長から本件教員(教授)宛に送信されたメールで、「正式には、新研究室準備設置委員会より、おっってお知らせいたしますが、●●研究室から提出された開講計画の題目名と新研究室から提出されたそれとが重複している科目がある等、両研究室間での調整が必要となることが想定されますため、おって準備委員会を通じて検討いただきたい事項を新研究室にかかわる先生方に連絡させていただくことになるかと存じます。」とあり、事前折衝までに具体的な調整内容は

そもそも示されていなかった。さらに総務委員会が本件教員らに新研究室の「授業科目の概要」文書の提出を要求したのは、11月29日であり、12月13日には、本件教員（教授）から同文書を文学事務長に提出済みである。

加えて、本件教員らは教務担当が指定した開講科目申請用の Google スプレッドシートに期日の10月25日までに入力したが、現●●研究室は期日までに入力しなかった。しかし、文学研究院総務委員会は正規の手順にしたがって申請した本件教員らの開講科目のみ「調整が必要」と判断して、12月の教務委員会・教授会に付議せず、現●●研究室の申請のみを附議・承認した。なお、現●●研究室が附議した題目には、本件教員らが専門としてこれまで開講してきた内容、および今回開講申請した内容と同一あるいは重複する内容が多数含まれていた。開講申請の Google スプレッドシートは文学院の教員全員が閲覧できる仕様になっていたため、現●●研究室は本件教員らが申請した科目と題目名を把握できる環境にあった。

なお、本件教員らは●●学および●●を専門とし、元々は●●研究室の教員として採用されており、現●●研究室の教員と基盤の専門分野を同じくする。そのため、現●●研究室の教員が本件教員らの専門テーマを授業で扱う場合、その授業科目・題目が本件教員らのそれと重なるのは当然である。それをもってして、正規の手順にしたがって申請した本件教員らのみ開講申請を認めない、あるいは調整を要求するのは、開講にかかる各種委員会での承認審議が、本件教員らの教育指導の自由を制限するよう恣意的に運用されているという疑いを免れられない。

上記の事前折衝における応答および経緯から、本件教員らの2025年度開講科目の登録を引き続き求める。もし、調整が必要というのであれば、総務委員会あるいは新研究室設置準備委員会が現●●研究室と本件教員らの双方の開講科目について調整を行い、本件教員らの開講科目についてのみ申請の取り下げや変更を求めないことを要望する。

③本件教員らが担任・指導する学生が、●●の資格を取れるように、本件教員らが来年度開講する授業科目について、●●協会に認定科目の申請を総務委員会が行うこと。また、本件教員らが担任・指導する学生の資格申請手続きを総務委員会が行うこと。

12月16日（月）の事前折衝において、申請の手続きを総務委員会が行うことを文学研究院は拒否した。その理由として、申請を行う連絡担当教員に授業科目等に関する一定の知識が要ることや、学生への質問への応答を行う必要があることを利用に挙げた。そのような事情があっても、連絡担当教員は今回の件でハラスメントを行っていると思われる利害関係者であり、そのような状況では連絡担当教員を変更するか、利害関係者とされる者以外を通じて手続きを行えるような代替的な措置を検討することが通常必要である。あるいは連絡担当教員に今回のハラスメントの利害関係者とされる人物が必要だとしても、その手続きの責任者は利害関係者以外の者を指定し、利害関係者は意見照会が必要な際に補助的に関与するにとどめ、また手続きについて事務職員がチェックを行うなど、手続きの正当性を担保する仕組みを導入すべきである。

④本件教員らが担任・指導する学生が、勉強・研究に用いることのできる研究室を複数室用意すること。

本件教員らはこれまで現●●研究室が有する複数の学生用研究室から、その半数の提供を文学研究院総務委員会に要望していた。それに対して、文学研究院長は12月16日の事前折衝で、プロジェクト室と●●専攻共通利用の部屋の2部屋を用意する旨の回答があったが、提供される研究室の広さが明らかではなかったため、図面によるスペースの提示を求める。

本件教員らは、当初要望していた部屋、あるいはそれらと同等の広さの部屋の提供を要望する。しかし、もし当初要望の●●研究室の部屋が分割提供されず、これまで文学研究院および●●専攻で共通利用していた部屋が提供されるとなる場合、文学研究院長は本件教員らの当初要望通りに部屋の割り当てが実現できなかった経緯について、文学院教授会にて説明することを要望する。これは、構成員に対する施設配備手続きの透明性の確保と、本件教員らに対する文学研究院構成員からの二次加害の予防の理由からである。